



2026 年 10 月 13 日

各 位

会社名 株式会社竹内製作所
代表者名 代表取締役社長 竹内 敏也
(コード：6432 東証プライム)
問合せ先 執行役員経営管理部長 堀内 厚志
兼人事部長
(TEL 0268-81-1200)

従業員持株会を通じた譲渡制限付株式付与のための第三者割当による 自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2026 年 10 月 13 日開催の取締役会において、当社の従業員に対して竹内製作所従業員持株会（以下「本持株会」といいます。）を通じて譲渡制限付株式を付与することとし、本持株会を割当予定先として、譲渡制限付株式としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、譲渡制限付株式は、本持株会の会員のうち、本持株会を通じて譲渡制限付株式の付与を受けることに同意した者（以下「対象従業員」といいます。）に対してのみ付与されます。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2027 年 2 月 19 日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 49,900 株（注 1）
(3) 処分価額	1 株につき 7,280 円（注 2）
(4) 処分総額	363,272,000 円（注 1）
(5) 割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法による (竹内製作所従業員持株会 49,900 株)（注 1） なお、各対象従業員への付与株式数は当社が定めた数とし、一部申込みは受け付けないものとします。
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法に基づく臨時報告書を提出しております。

（注 1）「処分する株式の数」及び「処分総額」は、本日時点における最大値であり、対象従業員となり得る最大人数である当社の従業員（部長級以上）20 名に対して、1 人当たり当社普通株式 150 株、従業員（管理職）83 名に対して、1 人当たり当社普通株式 100 株、従業員（非管理職）772 名に対して、1 人当たり当社普通株式 50 株を付与するものと仮定して算出した最大数です。実際に処分する株式の数及び処分総額は、本持株会未加入者への入会プロモーション及び加入者への本制度に対する同意確認終了後の対象従業員数に応じて確定する見込みです。

(注2) 2026年10月9日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額を記載しております。なお、当社は、本日2026年10月13日付にて、「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ」を公表していることから、当該公表に伴う株価への影響を織り込み、また、既存株主の利益に配慮するため、2026年10月20日(以下「条件決定日」といいます。)に、株価変動等諸般の事情を考慮の上、(ア)2026年10月9日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値である7,280円と(イ)条件決定日の直前取引日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値を比較し、高い方の金額を譲渡制限付株式の処分価額として決定いたします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2026年10月13日開催の取締役会において、当社の従業員の福利厚生を充実させるとともに、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、対象従業員に本持株会を通じて譲渡制限付株式を付与するため、本持株会を割当予定先として、譲渡制限付株式としての当社普通株式につき自己株式の処分を行うことを決議しました。

譲渡制限付株式の付与は、①当社から対象従業員に対し、譲渡制限付株式としての当社普通株式を付与するための特別奨励金として金銭債権を支給し、②対象従業員が当該金銭債権を本持株会に拠出して、③本持株会が対象従業員から拠出を受けた金銭債権を当社に一括して現物出資することにより、譲渡制限付株式としての当社普通株式の処分を受けて行われます。

対象従業員は、本持株会の規約に従って、本持株会に割り当てられる譲渡制限付株式に係る持分(以下「本持分」といいます。)を取得しますが、譲渡制限期間中は本持分に係る株式を引き出すことができません。本持株会は、その規約について、本自己株式処分に係る処分期日の前日までに、譲渡制限付株式の割当てを受けるために必要な改正を行う予定です(当該改正は、理事会が会員に対し通知発信後2週間経過した時に、会員からの異議が会員数の2分の1に満たない場合に効力を生じる予定です。)。なお、本自己株式処分は、その処分期日の前日までに当該改正の効力が発生することを条件として実施されます。

また、当社は、当社普通株式の割当ての際に、本持株会との間で、概要として、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)を締結する予定です。

なお、本自己株式処分における処分株式数は、上記1(注1)に記載のとおり後日確定する見込みですが、その最大値は49,900株です。本自己株式処分による希薄化の規模は、当該最大値を前提とした場合、2026年8月31日現在の発行済株式総数48,999,000株に対し0.10%であり、2026年8月31日時点の総議決権数460,138個に対し0.11%です(これらの割合は小数点以下第3位を四捨五入しております。)

< 譲渡制限付株式割当契約の概要 >

(1) 譲渡制限期間

本持株会は、処分期日から2029年12月18日までの間(以下「譲渡制限期間」という。)、本割当契約により割当てを受けた当社普通株式(以下「本割当株式」という。)について、対象従業員による引出しを含む譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」という。)

(2) 譲渡制限の解除条件

対象従業員が、譲渡制限期間中、継続して本持株会の会員であることを条件として、譲渡制限期間が満了した時点において、当該条件を充足した対象従業員が保有する本持分に応じた数の本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象従業員が、譲渡制限期間中に、定年、死亡、役員昇格その他当社が正当と認める理由により本持株会を退会した場合には、当該対象従業員が本持株会を退会することに伴う精算が行われる日の属する月の第一営業日（以下「精算解除日」という。）をもって、精算解除日において当該対象従業員が保有する本持分に応じた数の本割当株式の数に、処分期日を含む月の翌月から精算解除日を含む月までの月数を34で除した数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。）の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

譲渡制限を解除する場合、当社は、本持株会に対して、譲渡制限の解除を行う旨及び譲渡制限を解除する本割当株式の数を通知するものとし、本持株会は、その規約の定めに従い、対象従業員の保有する本持分のうち譲渡制限が解除された本割当株式に応じた部分について、定時定例の買付けにより取得した株式に関して当該対象従業員が保有する通常の会員持分（以下「通常持分」という。）に振り替えるものとする。

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点の直後の時点をもって、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

無償取得を行う場合、当社は、本持株会に対して、本割当株式の無償取得を行う旨及び無償取得を行う本割当株式の数を通知するものとし、本持株会は、その規約の定めに従い、当該通知の到達した時点において当該対象従業員の保有する本持分のうち当該無償取得が行われる本割当株式に応じた部分について、当該対象従業員の保有する本持分から控除するものとする。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、本持株会が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。また、本持株会は、その規約の定めに従い、本持分と通常持分とを分別して登録し、管理する。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、当該承認の日において対象従業員が保有する本持分に応じた数の本割当株式の全部につき、当該組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、当社が譲渡制限付株式付与のための特別奨励金として対象従業員に支給し、対象従業員が本持株会に拠出した金銭債権を出資財産として、本持株会がこれを現物出資することにより行われるものです。その処分価額は、恣意性を排除した価額とするため、(ア) 2026年10月9日（取締役会決議日の直前取引日）の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値である7,280円と、(イ) 条件決定日の直前取引日の東京証券取引所プライム市場における当社普

通株式の終値を比較し、高い方の金額を譲渡制限付株式の処分価額として決定いたします。

2026 年 10 月 9 日（取締役会決議日の直前取引日）の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値である 7,280 円の当社普通株式の一定期間における終値平均値からの乖離率（小数点以下第 3 位を四捨五入しております。乖離率につき以下同じです。）は、次のとおりです

期間	終値平均（円未満切捨て）	乖離率
1 か月（2026 年 9 月 10 日～2026 年 10 月 9 日）	7,314 円	△0.46%
3 か月（2026 年 7 月 10 日～2026 年 10 月 9 日）	7,432 円	△2.05%
6 か月（2026 年 4 月 10 日～2026 年 10 月 9 日）	7,276 円	0.05%

上記を勘案した結果、上記処分価額は、当社普通株式の市場株価として合理的なものであって、割当予定先にとって特に有利な価額には該当しないと判断しております。なお、監査等委員会（5 名で構成。うち社外取締役 4 名）は、上記処分価額について、対象従業員に対してインセンティブを付与すること等を目的としていること、及び、処分価額は、（ア）2026 年 10 月 9 日（取締役会決議日の直前取引日）の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値と、（イ）条件決定日の直前取引日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値を比較し、高い方の金額としていることに鑑み、割当先である本持株会に特に有利な処分金額に該当しないと判断した過程は合理的であり、かかる判断は適法である旨の意見を表明しています。

4. 企業行動規範上の手続に関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が 25%未満であること及び②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の有価証券上場規程第 432 条に定める独立した第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以上